

「児童発達支援ガイドライン（案）」に対するパブリックコメント

2017年6月26日

厚生労働省社会・掩護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室へ提出

○本ガイドライン全体として

- ・子ども本人の意思を尊重し最善の利益を考慮する
 - ・地域社会への参加・包容を推進する
 - ・地域における中核的な支援機関として後方支援に当たる
 - ・計画に基づいて支援を実施し結果を評価する
 - ・本人支援だけでなく、家族支援と地域支援を通して環境を整える
 - ・一般の保育園、幼稚園等の運営要領等を理解したうえで支援に当たる
- などの点で明確な姿勢が感じられ、児童発達支援の従事者に周知する意味のあるガイドラインだと思います。

その上で、何点か意見を述べます。

○一般の保育園や学校に移行する支援という意味で「移行支援」という言葉を使っていますが、他の領域でも「移行」という言葉を使うため、別の言葉を使った方が良いと思います。

（※「就労移行支援」、「地域移行支援」（施設病院から地域）、「地域生活移行支援」（刑務所等から地域）などが使われています。）

○P5(4)本文3行目、「専門的な知識・経験」とありますが、「専門的な知識・技術」としてください。経験は重要ですが、従事者へのガイドラインとしては「技術」を身につける方向の記載の方が良いと思います。また、P29の「(1)適切な職員配置」でも「適切な知識と技術」となっています。

○P11 「具体的には、障害のある子どものニーズに応じて、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供していくものである。」とありますが、この発達支援から地域支援に至るまでの総合的な支援とは、ソーシャルワークに他なりません。ソーシャルワークの必要性についても明記してください。

○P18 「地域支援」について

P5 「障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちができるだけ保障する視点が求められる。」 p6 「障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。」とあります。

P19に「(ア) 児童発達支援センター等」及び「(イ) 特に児童発達支援センター」の支援内容が記載されていますが、上記の「障害児支援の基本理念」からすると、やや不十分に感じられます。

「(ア) 児童発達支援センター等」の「支援内容」に「地域全体の子育て支援力を高める取組み」を追加してください。「配慮事項」ではなく、明確にした方が事業者に徹底できると思います。

同様に、「支援内容」に「幼稚園や小中学校等の教育機関との連携」を追加してください。

○P22 「(5)その他の連携について」の「潜在的なニーズの顕在化」を「家族の持つ生活困窮や要介護などの潜在的なニーズの顕在化」としてください。

また、「障害児相談支援事業者と連絡を取り合う」を「障害児相談支援事業者などの関係機関と連絡を取り合う」としてください。

児童を支援する中で、児童本人以外の家族が持つ課題（生活困窮や要介護など）が発見されることも多いと思います。家族の課題の発見できる立場にあるということと、その後の対応について障害児相談支援事業者に連絡するだけではなく、必要な機関とは連携すべきということを強調する必要があると思います。

・P45 「事業所職員向け 児童発達支援自己評価表」の中の 25,26,28,29 は地域支援を評価する項目だと思われますが、個別支援の中での連携と混同されるおそれがあると思います。地域支援の項目として分離させた方が良いと思います。